

仙台市ガス局規程第十五号

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十八日

仙台市ガス事業管理者 佐野直樹

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市ガス局規程第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(証人等としての出頭のための休暇)</p> <p>第十二条 証人等としての出頭のための休暇は、職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合において、当該出頭のため必要な範囲内の時間について、与えるものとする。</p>	<p>(証人等としての出頭のための休暇)</p> <p>第十二条 証人等としての出頭のための休暇は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合において、当該出頭のため必要な範囲内の時間について、与えるものとする。</p>

附 則

この規程は、令和八年六月一日から施行する。

(ガス局総務部総務課)